水道水の水質検査結果を公表

安全でおいしい水をお届けしています

市水道事務所は、皆さんに安全でおいしい水道水をお届けするために、水道法に基づき水道原水、水道浄水の水質検査計画を策定し実施しています。

検査項目は全部で五十項目。「健康に関する三十項目」と「水道水が有すべき性状に関する二十項目」に分類されていて、おおむね一カ月に一回以上検査する項目とおおむね三カ月に一回検査する項目があります。

平成十七年度の水質検査を次の通り実施しましたので、検査結果を公表します。

水質検査計画

水質検査計画は、水源から家庭の給水栓に至るまでの適正な水質管理を行うために水質検査項目、検査回数などを定めたもので、毎事業年度の開始前に策定しています。

◆原水全項目検査（四十項目）＝年一回十三カ所

◆浄水全項目検査（五十項目）＝三カ月に一回十一カ所

◆毎月検査（十一項目）＝十一カ所

◆原水のクリプトスポリジウムとジアルジア検査＝年一回十二カ所（神明補助水源を除く）

◆原水の大腸菌、嫌気性芽胞菌検査＝年十一回十二カ所（神明補助水源を除く）

水道原水検査13カ所

①上水道高室系
②上水道綾織系
③上郷東部簡易水道
④附馬牛簡易水道
⑤佐比内簡易水道
⑥小友簡易水道平笹系
⑦小友簡易水道長野系
⑧土室簡易給水
⑨小友簡易水道山谷系
⑩琴畑簡易給水
⑪大野平簡易給水
⑫宮崎第二水源
⑬神明補助水源

水道浄水11カ所

①上水道高室配水系給水栓
②上水道綾織配水系給水栓
③上郷東部簡易水道畑屋配水系給水栓
④附馬牛簡易水道小倉配水系給水栓
⑤佐比内簡易水道初山配水系給水栓
⑥小友平笹配水系給水栓
⑦小友長野配水系給水栓
⑧小友土室簡易給水配水系給水栓
⑨小友山谷配水系給水栓
⑩琴畑簡易給水配水系給水栓
⑪大野平簡易給水配水系給水栓

問い合わせ先＝市水道事務所（☎㊷2111内線351）

平成17年度水道水質検査結果表（平成17年４月から平成18年３月までの平均値）

分類		検査項目	（単位）	内容	基準値	検査結果 上水道高室系
健康に関する項目	病原生物	一般細菌	（1mℓ中）	一般的な水の清浄度を示す	100以下	0
		大腸菌	（mg/ℓ）	し尿、下水などによる汚染の疑いを示す	検出されないこと	検出されず
	無機物質・重金属類	カドミウムとその化合物	（mg/ℓ）	電池、メッキ、顔料などに使われる	0.01以下	0.001未満
		水銀とその化合物	（mg/ℓ）	温度計や歯科材料などに使われる	0.0005以下	0.00005未満
		セレンとその化合物	（mg/ℓ）	半導体材料、薬剤、顔料などに使われる	0.01以下	0.001未満
		鉛とその化合物	（mg/ℓ）	鉛管、蓄電池、はんだなどに使われる		
		ヒ素とその化合物	（mg/ℓ）	合金、半導体材料などに使われる		
		六価クロムとその化合物	（mg/ℓ）	クロム合金、皮なめしなどに使われる	0.05以下	0.005未満
		シアン化物イオンと塩化シアン	（mg/ℓ）	害虫駆除、メッキなどに使われる	0.01以下	0.001未満
		硝酸態窒素と亜硝酸態窒素	（mg/ℓ）	無機肥料、火薬などに使われる	10以下	0.06
		フッ素とその化合物	（mg/ℓ）	フロンガス製造などに使われる	0.8以下	0.05未満
		ホウ素とその化合物	（mg/ℓ）	防腐剤、染料などに使われる	1.0以下	0.02未満
	一般有機化学物質	四塩化炭素	（mg/ℓ）	フロンガスの原料	0.002以下	0.0002未満
		1、4－ジキオサン	（mg/ℓ）	有機リン系の殺虫剤の原料	0.05以下	0.005未満
		1、1－ジクロロエチレン	（mg/ℓ）	溶剤、塗料などに使われる	0.02以下	0.002未満
		シス－1、2－ジクロロエチレン	（mg/ℓ）	香料、ラッカーなどに使われる	0.04以下	0.004未満
		ジクロロメタン	（mg/ℓ）	殺虫剤、塗料などに使われる	0.02以下	0.002未満
		テトラクロロエチレン	（mg/ℓ）	溶剤、塗料などに使われる	0.01以下	0.001未満
		トリクロロエチレン	（mg/ℓ）		0.03以下	
		ベンゼン	（mg/ℓ）	染料、合成ゴムなどに使われる	0.01以下	
	消毒副生成物	クロロ酢酸	（mg/ℓ）	原水中の有機物と塩素が反応すると生成される	0.02以下	0.002未満
		クロロホルム	（mg/ℓ）		0.06以下	0.011
		ジクロロ酢酸	（mg/ℓ）		0.04以下	0.009
		ジブロモクロロメタン	（mg/ℓ）		0.1以下	0.001未満
		臭素酸	（mg/ℓ）		0.01以下	
		総トリハロメタン	（mg/ℓ）		0.1以下	0.013
		トリクロロ酢酸	（mg/ℓ）		0.2以下	
		ブロモジクロロメタン	（mg/ℓ）		0.03以下	0.002
		ブロモホルム	（mg/ℓ）		0.09以下	0.001未満
		ホルムアルデヒド	（mg/ℓ）		0.08以下	0.001

分類		検査項目	（単位）	内容	基準値	検査結果 上水道高室系
水道水が有すべき性状に関する事項	色	亜鉛とその化合物	（mg/ℓ）	トタン板、合金、乾電池などに使われる	1.0以下	0.011
		アルミニウムとその化合物	（mg/ℓ）	鉱山排水などからの混入で検出される	0.2以下	0.01未満
		鉄とその化合物	（mg/ℓ）	下水排水などからの混入で検出される	0.3以下	0.01
		銅とその化合物	（mg/ℓ）	工場排水、農薬などの混入で検出される	1.0以下	0.01未満
	味覚	ナトリウムとその化合物	（mg/ℓ）	苛性ソーダ、せっけんなどに使われる	200以下	3.4
	色	マンガンとその化合物	（mg/ℓ）	合金、乾電池などに使われる	0.05以下	0.005未満
	味覚	塩化物イオン	（mg/ℓ）	高濃度に含まれると味覚を損なう原因になる	200以下	3.7
		カルシウム、マグネシウムなど（硬度）	（mg/ℓ）	適量の硬度(10～100)は飲料水として美味	300以下	12
		蒸発残留物	（mg/ℓ）	水を蒸発させたときに得られる残留物	500以下	33
	発泡	陰イオン界面活性剤	（mg/ℓ）	高濃度に含まれると泡立ちの原因になる	0.2以下	0.02未満
	におい	ジェオスミン	（mg/ℓ）	藍藻類によって作り出されカビ臭を発生する	0.00001以下	0.000001未満
		2－メチルイソボルネオール	（mg/ℓ）			
	発泡	非イオン界面活性剤	（mg/ℓ）	洗浄剤、乳化剤などに使われる	0.02以下	0.005未満
	におい	フェノール類	（mg/ℓ）	消毒剤、香料の原料などに使われる	0.005以下	0.0005未満
	味覚	有機物質（TOCの量）	（mg/ℓ）	水中の有機物量を知るための指標	5以下	0.6
	基礎的性状	pH値		汚染などによる水質変化の指標、pH７が中性	5.8以上8.6以下	7.2
		味		地質、海水などの混入に起因する	異常でないこと	異常なし
		臭気		藻類など生物の繁殖、工場排水などの影響を示す		
		色度	（度）	水の色の程度を示す	5以下	0.7
		濁度	（度）	水の濁りの程度を示す	2以下	0.1未満

◆水質検査結果表にない10カ所についてもすべての水質基準に適合していますので、安心してご使用ください。

◆「健康に関する項目」は、生涯にわたって継続的に摂取しても人の健康に影響を生じさせないよう安全性を十分に考慮して設定された検査項目です。「水道が有すべき性状に関する項目」は、生活利用上、または施設管理上必要な検査項目です。

平成18年度水道事業会計予算

６月１～７日は水道週間

安全と　おいしさごくり　水道水

３月市議会定例会で議決された平成18年度予算の水道事業の概要は、次の通りです。（単位未満四捨五入）

◆給水戸数　8,350戸（上水道7,380戸、簡易水道840戸、受託小規模給水130戸）

◆年間総給水量　2,034,496㎥（上水道1,862,380㎥、簡易水道151,060㎥、受託小規模給水21,056㎥）

◆一日平均給水量　5,574㎥（上水道5,102㎥、簡易水道414㎥、受託小規模給水58㎥）

◆主な建設改良事業など　26,847万円

①配水設備事業　120万円

②配水設備改良事業　26,727万円

◎収益的収入　59,759万円

☆水道料金などの収益　50,424万円（84.4%）

☆市からの補助金など　9,335万円（15.6%）

◎収益的支出＝事業を運営するために必要な経費　54,362万円

☆原水と浄水費＝安全な水をつくる経費　6,020万円（11.1%）

☆維持管理費＝水道管などの維持管理に必要な経費　16,528万円（30.4%）

☆総係費＝事業運営全般に係る経費　6,982万円（12.8%）

☆借入金利息など＝国などからの借入金の利息の支払い　2,208万円（4.1%）

☆減価償却費など＝水道の施設を更新するための経費　20,374万円（37.5%）

☆消費税　2,250万円（4.1%）

◎資本的収入　26,085万円

☆国などからの借入金　4,480万円（17.2%）

☆市、県の工事に係る負担金　21,605万円（82.8%）

◎資本的支出＝施設の建設や整備のための経費　65,736万円

☆建設改良費＝施設建設や古い施設を更新する経費など　28,745万円（43.7%）

☆企業債償還金＝借入金の元金を返済する経費　36,991万円（56.3%）

水道料金・下水道使用料の４月精算

積雪などで検針ができないため、冬期間に限って認定水量で納めていただいた１～３月分の水道料金は、４月の検針に基づき過不足分を再計算して、４月分の料金と一緒に精算しています。

問い合わせ先＝市水道事務所（☎㊷2111内線351、352）